

森ビルグループ サステナブル調達ガイドライン

森ビルグループは、「都市を創り、都市を育む」の理念のもと、ビジネスパートナーを含む様々なステークホルダーの皆様とともに推進する都市づくりを通じて、住む人、働く人、訪れる人が心身ともに健康で、生き生きと過ごすことができる、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

昨今、世界的に人権問題や環境問題等の社会的課題に直面しているなか、森ビルグループが持続可能な社会の実現に向けて、さらなる貢献をしていくためには、森ビルグループのみならず、都市づくりにおいて開発から運営に至るまで協働関係にある多くの取引先の皆様とそのサプライチェーン全体での取り組みがより重要になると考え、本ガイドラインを策定いたしました。

森ビルグループの事業にかかわる取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインについてご理解の上、自ら遵守していただくとともに、さらにサプライチェーン全体への適用にもご協力をお願いいたします。

1. 法令・社会規範の遵守

- ・事業を行う国や地域の法令並びに国際条約や社会規範を遵守する。

2. 人権の尊重

- ・人権や労働に係る国際的な基準*を支持するとともに、事業を行う国や地域の法令や伝統・慣習を尊重する。

*「国際人権章典」(世界人権宣言および国際人権規約)、国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「子どもの権利とビジネス原則」

- ・基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、宗教、民族、障がいの有無、疾病の有無等を理由として、求人、採用、人材育成、昇進等における差別や個人の尊厳を傷つける行為を行わない。
- ・精神的・肉体的な攻撃、言動による中傷、ハラスメントなどの従業員に対する非人道的な扱いを行わない。

3. 健全な労働条件および労働環境の確保

- ・人身売買や奴隷を一切容認せず、職業選択の自由を尊重し、強制労働を禁止する。
- ・事業を行う国や地域の法令に従い、最低就業年齢に満たない児童の雇用や就業を禁止する。
- ・若年労働者を健康や安全のリスクにさらされる恐れのある危険業務に従事させない。
- ・労働時間、休暇等に関する法令を遵守するとともに、長時間労働や過重労働を防止する。
- ・従業員の賃金は事業を行う国や地域で定められた最低賃金以上を合意された期日通りに支払う。また、従業員の安定した生活を確保するために、生活水準を考慮した賃金の支払いに努める。
- ・事業を行う国や地域の法令に従い、結社の自由および団体交渉の権利を尊重する。
- ・安全衛生上のリスクを特定・評価し、適切な対策を実施することで、労働災害の防止に努める。また、労働災害が発生した場合は、原因を究明し、再発防止策を講じる。
- ・従業員にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境を確保する。また、従業員に宿泊施設を提供する場合は、心身の健康に配慮した、安全で衛生的な生活環境を確保する。

4. 公正な企業活動

- ・独占禁止法や下請法等企業活動に関する法令に則り、公平・公正な取引を行う。
- ・贈収賄やその疑いのある行為など不適切な利益の授受・供与を防止し、腐敗行為を行わない。
- ・反社会的勢力等からの一切の要求に応じず、関わりを持たない。
- ・取引全般において利益相反が生じる場合には適切に対応する。
- ・業務を遂行する過程で知ったインサイダー情報の不正な使用を禁止するとともに、内部情報の漏洩を防止する。
- ・自社の保有する特許権、商標権、著作権等の知的財産権を第三者に侵害されないよう保護し、適切に運用・管理するとともに、第三者が保有する知的財産権を侵害しない。
- ・法令違反・不正行為といった問題の未然防止や早期発見のための内部通報制度を整備し、問題があった場合は速やかな解決に努める。通報に際して秘密が厳守され、通報者および相談者が不利益を被らない体制を構築する。
- ・社会やステークホルダーからの求めに応じ、信頼性のある企業情報を適時適切に提供・開示する。
- ・事業活動の中で使用する製品や原材料等は、社会や環境に配慮して生産されたものを活用するよう努めるとともに、強制労働、違法伐採、紛争鉱物など不正な手段で生産されたものは利用しない。

5. 環境保全への取り組み

- ・事業を行う国や地域における大気、水質、土壌等の汚染防止や化学物質の排出規制等を定める環境関連の法令を遵守する。
- ・環境保全に関する管理体制を整備し、PDCA サイクルを回すことで、継続的な改善活動を行う。
- ・継続的にエネルギーの有効活用や再生可能エネルギーの利用を推進することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・水や原材料等の資源の持続可能で効率的な利用により、使用量の削減を図る。
- ・事業活動が生態系に与える直接的・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全に取り組む。
- ・事業活動の中で発生する汚染物質や廃棄物を適切に管理し削減することで、大気、水質、土壌等の汚染の防止に努める。
- ・環境に配慮した材料と工法の採用に努めるとともに、日常的な 3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動を通じて、資源の循環利用を推進する。

6. 品質・安全性の確保・向上

- ・提供する商品やサービスの品質を確保するため、適切な品質管理・品質保証体制を構築するとともに、その維持・向上に努める。
- ・企画からアフターサービスまで、あらゆる場面において商品やサービスの安全性を確保するため、法令や規範を遵守する。万が一、品質事故等が発生した場合には、必要な情報の開示・報告など、迅速かつ適切な対応を行う。

7. 情報セキュリティの確保

- ・情報管理体制を構築し、事業活動を通じて得た個人情報や機密情報を適切に管理・保護することで、不正利用や情報漏洩を防止する。

8. 事業継続計画(BCP)の構築

- ・大規模な災害や重大な事故などが生じた場合においても継続的に自社の商品やサービスを提供することができるよう、事業継続計画(BCP)を整備する。

9. 地域社会への貢献

- ・地域社会の文化や慣習を尊重し、地域社会との良好な関係の構築を図るとともに、社会貢献活動にも積極的に取り組む。

10. サプライチェーン全体における遵守の推進

- ・自社のみならず、取引先に対しても本ガイドラインを共有し、サプライチェーン全体で本ガイドラインが遵守されるよう努める。

2022年6月制定